

むつ市農業委員会
第 8 2 1 回総会議事録

むつ市農業委員会第821回総会議事録

1. 開催日時 令和5年10月11日（水）午前10時30分から午前11時00分

2. 開催場所 プラザホテルむつ プラザホール

3. 出席委員

○農業委員（18名）

| 議席 | 氏名 |
|----|-------|
| 1 | 村口利光 |
| 2 | 畑中光政 |
| 4 | 柴田峯生 |
| 5 | 柏谷均 |
| 6 | 水戸隆璽 |
| 7 | 新堂真 |
| 8 | 中嶋寿樹 |
| 9 | 面村一松 |
| 10 | 坂本正一 |
| 11 | 嶋影秀子 |
| 12 | 林忠久 |
| 13 | 浜田昭彦 |
| 14 | 立花幸雄 |
| 15 | 蛭名修一 |
| 16 | 齊藤榮佐男 |
| 17 | 佐々木貢 |
| 18 | 杉山重一 |
| 19 | 中村貞幸 |

○農地利用最適化推進委員（9名）

| 地区 | 氏名 |
|-------|-------|
| 第1地区 | 蛭名俊文 |
| 第2地区 | 山田紀子 |
| 第3地区 | 山本幸光 |
| 第4地区 | 田中慶吾 |
| 第5地区 | 佐々木武美 |
| 第6地区 | 内山義美 |
| 第7地区 | 菊池幸子 |
| 第9地区 | 千葉好二 |
| 第10地区 | 富江佳奈子 |

9. 会 議 の 概 要

| | |
|----------|--|
| 議長(坂本会長) | <p>ただいまから、むつ市農業委員会第821回総会を開催いたします。ただいまの出席委員は、19名中18名で、定足数に達しております。</p> <p>これより、本日の会議を開きます。</p> <p>日程第1 会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>会議録署名委員は、むつ市農業委員会会議規則第43条の規定により議長において、5番 柏谷均委員、6番 水戸隆璽委員を指名いたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には事務局職員の澤田次長を指名いたします。</p> <p>日程第2 会期の決定を行います。</p> <p>本総会は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p> |
| 各委員 | (異議なしの声あり) |
| 議長(坂本会長) | <p>ご異議がないので、本総会の会期は本日1日とすることに決定いたします。</p> <p>それでは、議案審議に入ります。</p> <p>議案第28号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、議題に供します。</p> <p>事務局より説明願います。</p> |
| 事務局 | <p>それでは、議案第28号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>申請地は、</p> <p>むつ市大字関根字水川目138番128ほか14筆で、畑3筆、田12筆、合計面積76,267㎡で、15筆ともに農業振興地域内、農用地区域内の農地であります。</p> <p>貸付人、借受人は記載のとおりです。</p> <p>借受人の経営規模拡大のため、賃借料230,000円、期間3年の賃貸借権設定であります。</p> <p>9月29日に、齊藤委員、蛭名修一委員、山本推進委員、事務局により現地調査をした結果、農地法第3条2項の不許可要件に該当せず、特に問題ないと思われ、許可相当であると判断します。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| 議長(坂本会長) | ただいまの説明に関して、現地調査を行った委員から補足説明がありましたらお願いいたします。 |
| 蛭名修一委員 | 事務局の説明のとおりで、問題ありません。 |
| 議長(坂本会長) | <p>説明が終わりましたので、これより、議案第28号について審議を行います。</p> <p>質疑を許します。</p> |

| | |
|--|--|
| | <p>質疑ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p> <p>質疑が無いようですので、本案について、原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。 よって議案第28号は、原案のとおり許可することに決定しました。</p> <p>つづきまして、議案第29号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、議題に供します。 事務局より説明願います。</p> <p>事務局</p> <p>それでは、議案第29号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。 申請地は、 むつ市大字関根字水川目138番39ほか14筆で、 畑10筆、田5筆、合計面積120,806㎡で、15筆ともに 農業振興地域内、農用地域内の農地であります。 貸付人、借受人は記載のとおりです。 借受人の経営規模拡大のため、賃借料340,000円、期間3年の 賃貸借権設定であります。 9月29日に、齊藤委員、蛭名修一委員、山本推進委員、事務局により 現地調査をした結果、農地法第3条2項の不許可要件に該当せず、特に 問題ないと思われ、許可相当であると判断します。 以上で説明を終わります。</p> <p>議長(坂本会長)</p> <p>ただいまの説明に関して、現地調査を行った委員から補足説明がありましたらお願いいたします。</p> <p>蛭名修一委員</p> <p>事務局の説明のとおりで、問題ありません。</p> <p>議長(坂本会長)</p> <p>説明が終わりましたので、これより、議案第29号について審議を行います。 質疑を許します。 質疑ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p> <p>質疑が無いようですので、本案について、原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> |
|--|--|

事務局

ご異議なしと認めます。

よって議案第29号は、原案のとおり許可することに決定しました。

以上で議案審議について終了しました。

つづきまして、報告第12号から報告第15号について、事務局より説明願います。

それでは、報告第12号農地の転用事実に関する照会について、ご報告いたします。

照会地は、

むつ市大畑町高橋川2番1、登記地目「畑」、台帳地目「2016年パトロール非農地」、面積1,830㎡、農業振興地域内、農用地区域外の土地であります。

平成28年度農地利用状況調査において、再生利用困難農地と区分され、第741回総会で非農地承認されていることから、「非農地」と回答しております。

つづきまして、報告第13号農地の転用事実に関する照会について、ご報告いたします。

照会地は、

むつ市川内町家ノ辺100番7、登記地目「畑」、台帳地目「畑」、面積712㎡、農業振興地域内、農用地区域外、

むつ市川内町湯野川26番5、登記地目「畑」、台帳地目「畑」、面積1,122㎡、農業振興地域内、農用地区域内の土地です。

9月29日、村口委員、鴨田委員、千葉推進委員と事務局で現地調査した結果、2筆とも相当年数前から耕作しておらず、管理もされていない状態で原野化しており、農地への復元は著しく困難と思われることから、農地法第2条の定義の農地として扱えないと判断し、非農地であると回答しております。

つづきまして、報告第14号農地の転用事実に関する照会について、ご報告いたします。

照会地は、

金曲二丁目170番1、登記地目「田」、台帳地目「田」、

面積87㎡、農業振興地域外、農用地区域外、筆界未定地でありましたが、地積復元で登記された土地であります。

10月2日、佐々木貢委員、中村委員と事務局で現地調査した結果、相当年数前から耕作しておらず、管理もされていない状態で原野化しており、農地へ復元は著しく困難とおもわれることから、農地法第2条の定義の農地として扱えないと判断し、非農地であると回答しております。

つづきまして、報告第15号農地の転用事実に関する照会について、ご報告いたします。

照会地は、

| | |
|----------|---|
| 議長(坂本会長) | <p>むつ市小川町一丁目96番1、登記地目「畑」、台帳地目「2021パトロール非農地」、面積380㎡、</p> <p>むつ市小川町一丁目96番5、登記地目「畑」、台帳地目「畑」、面積1.61㎡、2筆とも農業振興地域外、農用地区域外の土地であります。</p> <p>小川町一丁目96番1は、令和3年度農地利用状況調査にて、再生利用困難農地と区分され、第803回総会で非農地の承認を得ていることから、非農地と回答しております。非農地通知書も所有者に郵送済みです。</p> <p>小川町一丁目96番5は、10月2日に林委員、杉山委員、蛭名推進委員と事務局で現地調査した結果、現在、信号機が設置されており、当時道路用地として利用されることを想定して分筆されたと思われ、その転用行為からおおむね20年以上が経過し、農地への復元が著しく困難であると思われることから、農地法第2条の定義の農地として扱えないと判断し、非農地であると回答しております。</p> <p>報告は以上です。</p> <p>これで、本日の議案審議は全て終了しました。 これをもちまして、むつ市農業委員会第821回総会を、閉会します。</p> |
|----------|---|

10. 会議録署名委員

会議録署名委員 柏 谷 均

会議録署名委員 水 戸 隆 璽
